

いわき芸術文化交流館  
アリオスカフェ(仮称)事業者に係る  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年1月

いわき芸術文化交流館経営総務課

## 目次

1	実施要項の定義	1
2	業務の概要	1
3	応募者の備えるべき参加資格要件	1
4	実施スケジュール	2
5	公募型プロポーザルの参加申込	2
6	参加資格審査結果の通知	3
7	現場見学	3
8	事業概要書等の提出	3
9	事業概要書等作成要領	4
10	質問及び回答	4
11	事業概要書等に係る審査の実施	4
12	審査基準	5
13	契約締結	5
14	失格事項	5
15	その他の留意事項	5
	【参考】別表1	7

## 1 実施要項の定義

本実施要項（以下「本要項」という。）は、いわき芸術文化交流館アリオス（以下「当館」という。）においてカフェを運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件の他、提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続等を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、カフェの運営業務である。

### (2) 実施場所

福島県いわき市平字三崎1番地の6 当館2階カフェスペース（約17㎡）

### (3) 業務内容

- ・カフェの運営
- ・当館に賑わいを創出するイベント等の実施
- ・当館の主催事業等との連携した運営

### (4) 仕様

業務に要求する仕様の詳細は、別に定める「いわき芸術文化交流館 アリオスカフェ（仮称）の運営に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

### (5) 本プロポーザルの事務局

〒970-8026 福島県いわき市平字三崎1番地の6

いわき市観光文化スポーツ部いわき芸術文化交流館経営総務課（以下「事務局」という。）

TEL：0246-22-7416（直通） FAX：0246-22-8181

E-mail：alios@city.iwaki.lg.jp

## 3 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 応募者の選定基準

ア 別紙仕様書に示す内容を十分に理解し、当館の賑わいの創出に資する運営ができる者であること。

イ 物販、飲食施設の運営または維持管理の実績は求めないが、3年間の事業計画が綿密に策定できる者であること。

ウ 本要項、仕様書、その他資料に示す条件・制限などを遵守できる者であること。

エ 法人、個人の別を問わない。

オ 複数の事業者による共同参加も可とする。その際は、代表事業者を設定すること。

### (2) 応募者の制限

応募者は、以下の要件をいずれも満たしていること。なお、複数の事業者による共同参加の場合、協力事業者はイからロまでの要件について満たしていること。

ア カフェ運営に必要な法令に基づく許可を有する者または許可を得ることが確かな者。

イ 個人の場合は引き続き市内に1年以上の住所を有すること。また、法人の場合は引

- キ 引き続き市内に1年以上本社を有すること。
- ウ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。
- エ 代表者が、成年被後見人、被保佐人又は再生手続きを行っていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者。
- ケ 暴力団でない又は暴力団若しくはその構成員の統制のもとにない者。
- コ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としない者

#### 4 実施スケジュール

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 公告           | 1月25日（水）～ 1月30日（月） |
| (2) 一次審査(参加資格審査) |                    |
| ア 現場確認           | 1月30日（月）～ 2月12日（日） |
| ウ 質問受付           | 1月26日（木）～ 2月2日（木）  |
| エ 質問に対する回答       | 2月7日（火）まで          |
| オ 参加申込書の受付       | 1月31日（火）～ 2月7日（火）  |
| カ 参加資格審査         | 2月8日（水）            |
| キ 資格審査結果の通知      | 2月8日（水）            |
| (3) 二次審査(提案の評価)  |                    |
| ア 事業概要書受付        | 2月8日（水）～ 2月22日（水）  |
| イ プレゼンテーション      | 2月24日（金）予定         |
| ウ 選定結果の通知        | 2月28日（火）予定         |
| (4) 契約           | 3月上旬予定             |
| (5) 選定結果の公表      | 3月上旬予定             |

#### 5 公募型プロポーザルの参加申込み

##### (1) 提出書類

本プロポーザルへの応募申込希望者は、次により応募申込書及び参加資格が確認できる書類（以下「応募申込書」と言う）に必要事項を記入のうえ提出すること。なお、複数の事業者による共同参加の場合、代表事業者は以下のいずれも、協力事業者はイからキについて提出すること。

- ア 応募申込書（様式1） ※複数事業者による共同参加の場合は、一覧表を添付する。
- イ 誓約書（様式4）

- ウ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式5）
  - エ 個人の場合は住民票及び本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写しでの提出可）  
法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの。写しでの提出可）
  - オ 国税及び市町村税の納税証明書（発行日から3か月以内のもので、法人は法人分及びその代表者分の2部を提出）
  - カ カフェ運営に必要な資格証の写し（食品衛生責任者の資格証明書）
  - キ 企業概要（法人の場合。任意様式）
- (2) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
  - (3) 提出期限 令和5年2月7日（火）
  - (4) 提出先 事務局
  - (5) 提出方法 持参又は郵送（提出期限日までに到着したものまで有効）
  - (6) 提出資料 下記のいずれかよりダウンロードして入手すること。
    - ・いわき市ホームページ（URL：<http://www.city.iwaki.lg.jp>）
    - ・アリオスウェブサイト（URL：<http://iwaki-alios.jp/>）

## 6 参加資格審査結果の通知

参加者の参加資格を審査の上、結果を令和5年2月8日（水）までに、書面により全参加者に通知する。

## 7 現場見学

現場見学は、当館共有部分の見学は本館休館日（毎週火曜日）を除き自由に見学が可能。厨房部分については、2日前までにファクシミリ又は電子メールで申込みこと。申込みの際は、会社名、見学者名及び連絡先（電話番号）を記載すること。なお、見学日時は現場の都合により変更することがある。

## 8 事業概要書等の提出

参加者決定通知を受領後、次により事業概要書等を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 事業概要書（様式3）
  - イ 企画提案書（下記「9 事業概要書等作成要領」に基づき作成したもの）
  - ウ 定款（法人のみ）
  - エ 経歴書（個人のみ）
- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- (3) 提出期限 令和5年2月22日（水）
- (4) 提出先 事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵送（提出期限日までに到着したものまで有効）

- (6) 提出資料 下記のいずれかよりダウンロードして入手すること。
- ・いわき市ホームページ (URL : <http://www.city.iwaki.lg.jp>)
  - ・アリオスウェブサイト (URL : <http://iwaki-alios.jp/>)

## 9 事業概要書等作成要領

事業概要書等は、指定されたもの以外は任意様式とし、仕様書に記載した内容のほか、以下の事項に関することを記載すること。

- ア 運営基本方針
- イ 業務運営計画
- ウ 業務運営体制
- エ 収支計画（1年あたりの事業収支及び3年間の事業収支予測計画）
- オ 賑わい創出のためのイベント等の取り組み
- カ 安全対策や、大規模災害等の非常事態発生時の対応
- キ イメージ図（レイアウト案等）

書式はA4サイズを基本とし、鑑を除く10枚以内でまとめること。

## 10 質問及び回答

配布資料に対する質問がある場合には、ファクシミリ又は電子メールにより質疑書（様式2）を次のとおり送付するものとし、電話による質問は受け付けない。

### (1) 質問受付期間及び送付先

- ア 期間 令和5年1月26日（木）から令和5年2月2日（木）
- イ 送付先 事務局  
ファクシミリ 0246-22-8181  
電子メール [alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp](mailto:alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp)

### (2) 回答について

質問書に対する回答は一括して取りまとめを行なった後、下記の日程までに市ホームページ及びアリオスウェブサイトに掲載する。

なお、回答についての再質問は原則として受け付けない。

回答期限 令和5年2月7日（火）までに回答するものとする。

## 11 事業概要書等に係る審査の実施

事業概要書等を提出した者は、市のいわき芸術文化交流館アリオスカフェ（仮称）運営事業者選定に係るプロポーザル選考委員会（以下「選定委員会」という。）により、当該事業概要書等及び次の内容で実施するプレゼンテーションの内容をもとに評価を行う。

- ア 日時 いわき市が通知により指定した日時
- イ 場所 いわき市が通知により指定した場所
- ウ 実施方法 プレゼンテーションは、参加者が15分程度で提案概要を説明した後に、質

疑応答の方式により 30 分以内で実施するものとする。ただし、プレゼンテーションの時間は、参加業者数に応じて変更する場合がある。なお、PowerPoint を使用した説明は認める。ただし、事業概要書等の記載内容（資料の追加は認めない）のみを使用すること。その他の注意事項は次のとおりとする。

- ・動画の使用又は模型資料の展示及び委員への追加資料の配布又は展示は、認めない。
- ・電源以外の PowerPoint の使用に必要なものは全て持参すること。
- ・PowerPoint で説明する場合においては、パソコン等の動作不良等を考慮し、PowerPoint 出力画面を A4 版で印刷したものを 8 部持参すること。
- ・出席者は、3 名以内とする。

※なお、参加者は、アリオス規定の新型コロナウイルス感染症対策を遵守すること。

## 12 審査基準

- (1) 別表 1 の評価基準に基づき審査・採点し、本業務に最も適した提案を行ったと認められるものを選定する。
- (2) 審査の結果、適切な応募事業者がないときは、「適切な応募事業者なし」とし、改めて公告する場合がある。
- (3) 審査結果については、参加事業者すべてに書面で通知する。
- (4) 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

## 13 契約締結

選定委員会が選定した者に審査結果を通知したうえで契約手続きを行う。

具体的な契約内容及び金額は、市と協議したうえで決定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の賃貸借契約を締結することとする。

選定者との協議が整わない場合は、次点の提案者と協議を行う。

## 14 失格事項

参加者が次のいずれかに該当すると市が判断した場合は、参加資格審査の結果を問わずに失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 本要項に違反すると認められる場合
- (3) 一切の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 同一の者が 2 つ以上の事業概要書等を提出した場合
- (5) 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われた場合

## 15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後の内容修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修

正又は変更が生じた場合、市が承諾したものについては、この限りではない。

- (3) 提出書類の返却は行わない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (4) 提出書類に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出書類は、提出者の技術情報保護の観点から、審査以外の用途では原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、参加表明書等、技術提案書及び見積書の写しを使用することができるものとする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている資材、施工方法等を提出書類の作成に使用することによる生ずる責任は、提出者が負うものとする。
- (7) 参加申し込み後に辞退する場合は、参加申込辞退届（任意様式）を提出すること。辞退後は再度の参加を認めない。
- (8) 契約の締結にあたり、選定者と協議を行い、必要に応じて仕様書の修正、追加等を行う場合がある。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることはできない。
- (10) 災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、市において本プロポーザルの実施日程・内容等を変更する必要がある場合は、参加表明書を提出した事業者に対し、事務局より通知する。

別表 1

評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
運営基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリオスが希望するカフェ設置の目的達成に貢献する事業内容となっているか評価する。</li> <li>・出店理念や目的、店舗コンセプトの考え方、出店の意気込み等を評価する。</li> </ul>	20
類似事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ（飲食業等）の実績について評価する。</li> </ul>	5
業務運営計画（イベント等の取り組み等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業日時や時間、設定価格や提供商品、特色のあるメニューや当館で開催される催事と合わせたメニュー、などの取り組みについて、評価する。</li> <li>・当館の賑わい創出のためのイベント等が、当館の魅力向上につながるものか、集客が促進されるものか、独創的なものか、実現性が高いものか評価する。</li> </ul>	25
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年あたりの事業収支及び3年間における収支見通し（実施計画）について適正に計上しているか評価する。</li> </ul>	10
業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者の配置やイベント等での運営スタッフの確保等、安定的な運営体制か評価する。</li> </ul>	5
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害時の対応のほか、利用者の安全確保、損害保険の加入の有無、個人情報等の情報管理が適切か評価する。</li> </ul>	5
イメージ図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時の運営のほか、イベント時のレイアウトなどが共用部分も含め許容範囲内にあるか否か評価する。</li> </ul>	5
PRポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者と比較して優位な事項の有無について評価する。</li> </ul>	10
施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産使用料を踏まえた提案金額について評価する。</li> </ul>	15